

令和3年度
苫小牧市地域密着型サービス等
集団指導（資料）

令和4年3月31日
苫小牧市福祉部介護福祉課

目 次

1 令和3年度 事業所運営指導の結果（地域密着型サービス／居宅介護事業所）	
（1）居宅介護支援事業所	P3
（2）（介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	P3
（3）（介護予防）地域密着型通所介護／認知症対応型通所介護	P4
（4）（介護予防）小規模多機能型居宅介護	P5
（5）その他、助言・よく寄せられた質問など	P7
・書類の保存年限（全事業所）	
・押印の廃止について（全事業所）	
・地域密着型サービス事業所等の令和3年度基準改正への対応について（全事業所）	
・新型コロナウイルス感染拡大防止のための居宅介護支援／計画作成について	
・運営推進会議の対応（全事業所 ※居宅介護支援事業所及び介護予防支援を除く）	
・認定有効期限のおおむね半数を超える短期入所利用に関する例外給付の取扱いについて （居宅介護支援事業所／介護予防支援）	
・区分支給限度基準額の利用割合が高く、訪問介護の回数が多い利用者のケアプランについて （居宅介護支援事業所／介護予防支援）	
2 令和3年度 プラン点検の指摘事項	P10
（1）おもな指摘事項／助言	P10
（2）プラン作成講習について（令和4年2月15日実施）	P10
3 その他	P10
各種手引きの発行について（対象：居宅介護支援事業所／介護予防支援事業所）	

1 令和3年度 事業所運営指導の結果（地域密着型サービス／居宅介護事業所）

（1）居宅介護支援事業所

実地指導実施 4施設のうち文書指導1施設、口頭指導1施設

文書指導

第2-3（1）指定居宅介護支援の具体的な取扱い方針（H18厚令34第13条）

- ・区分変更申請者の暫定計画書の未作成

第2-3（5）指定居宅介護支援の具体的な取扱い方針（H18厚令34第13条）

- ・更新計画書の軽微な変更の取扱い時の計画第1～3表の未更新

口頭指導

第2-3（1）（6）指定居宅介護支援の具体的な取扱い方針（H18厚令34第13条）

- ・福祉用具貸与利用の理由の未記載
- ・目標とサービス内容の不整合

（2）（介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

実地指導実施 9施設のうち文書指導2施設、口頭指導4施設

文書指導

第3-4-（2）サービス提供の記録（H18厚令34第95条）

- ・介護計画に基づいたサービス内容実施の記録なし

第3-7-（1）（2）（5）（8）指定認知症対応型共同生活介護計画の作成（H18厚令34第98条）

- ・ニーズの抽出方法や課題分析について、抽象的で個別性なし
- ・アセスメントされた心身状況や医療に関する重要な情報の計画への未反映
- ・目標の期間とモニタリングの実施日の不整合

口頭指導

第3-6-（4）指定認知症対応型共同生活介護の取扱い方針（H18厚令34第97条第8項）

- ・自己評価及び外部評価の未実施

第3-7（1）（4）（7）指定認知症対応型共同生活介護計画の作成（H18厚令34第98条）

- ・現病歴を考慮したアセスメントと計画の未作成
- ・計画作成者変更後の新たな計画の未作成
- ・利用者の心身状況の変更を踏まえた計画の未作成
- ・評価の結果と目標の不整合
- ・アセスメントの更新なし
- ・モニタリングと評価結果の不整合

第 3-19-(2) 事故発生時の対応 H18 厚令 34 第 108 条 準用 (第 3 条の 38)

- ・ヒヤリハットの対象者の未記名

なお、下記のような状況等が長期に渡り確認されると、勧告の対象になります。

- ・介護計画の未作成
- ・利用者に対する介護放棄・放任により身体的精神的な状態悪化を招いている
- ・介護従事者及び計画作成者の配置数の虚偽報告
- ・常勤換算法による人員基準を満たしていない状況が恒常的に続いている
- ・介護計画に基づいた介護記録の未整備
- ・モニタリングの未実施や評価と達成度の不整合
- ・アセスメントが不十分、目標の具体性がない
- ・事故状況の記録及び再発防止対策の記録の未記載
- ・職員の資質向上に関する研修の未実施
- ・自己評価及び外部評価の未実施
- ・運営推進会議の未実施
- ・身体拘束に係る記録や指針の未整備、身体拘束防止検討委員会の未実施
- ・預り金の用途が不明瞭又は本来施設で負担すべき物品を利用者に負担させている

(3) (介護予防) 地域密着型通所介護／認知症対応型通所介護

実地指導実施 9 施設のうち文書指導 1 施設、口頭指導 7 施設

文書指導

第 3-(8) 地域密着型通所介護計画の作成 (H18 厚令 34 第 27 条第 4 項)

- ・評価訪問の結果に具体的な記載なく、評価表が未作成

口頭指導

第 1-(1) 従業員の員数 (H18 厚令 34 第 20 条)

- ・看護職員配置が勤務表上から確認できない

第 3-(2) 受給資格等の確認 (H18 厚令 34 第 37 条 (準用第 3 条の 10 第 1 項))

- ・被保険者証の最新のものへの未更新

第 3-(8) 地域密着型通所介護計画の作成 (H18 厚令 34 第 27 条第 1、2、4 項)

- ・居宅サービス計画のアセスメントはあるが、通所介護計画のアセスメントの未作成
- ・サービス内容の具体的な記載なし
- ・短期目標期間のみで長期目標の期間設定なし
- ・CMの立案した居宅サービス計画と通所介護計画の目標の不整合

- ・サービス内容が毎回更新されても同じ内容で評価も具体性なし
- ・目標に沿った評価内容ではなく抽象的

第 3-(8) 地域密着型通所介護計画の作成 (H18 厚令 34 第 52 条第 1~5 項)

- ・アセスメントが具体性なく抽象的
- ・居宅サービス計画が有効期限切れで最新のものへの未更新
- ・計画への署名が代筆者のみで、本人名の署名なし
- ・評価表の開始及び終了期間の記載なし
- ・毎月のモニタリングは実施していたが目標終了月の評価の未実施
- ・モニタリングの記録の未整備

第 3-(12) 利用定員の遵守 (H18 厚令 34 第 31 条)

- ・業務日誌の未作成

第 3-(13) 非常災害対策

- ・避難訓練の記録の未整備

第 3-(17) 地域との連携 (H18 厚令 34 第 34 条 第 1、2 項)

- ・運営推進会議の記録の未整備

介護給付費の算定及び取扱い (H18 厚告 126 及び 128)

- ・個別機能訓練加算を重要事項説明書等で利用者に周知していない
- ・処遇改善加算・特定処遇改善加算について、介護職員(特定)処遇改善計画書等の職員への周知していない
- ・個別機能訓練指導員について、訓練の時間帯の記録の保持
- ・入浴介助加算Ⅱに対し、通所介護計画への具体的な支援内容と明確な評価の記載なし

(4) 地域密着型小規模多機能型居宅介護

実地指導実施 2 施設 うち文書指導 1 施設、口頭指導 1 施設

文書指導

第 2-1-(2) 計画作成担当者 (H18 厚令 34 第 63 条第 10 項及び第 11 項)

- ・介護支援専門員の未配置

第 4-(5) 要介護認定の申請に係る援助 (H18 厚令 34 第 88 条 (準用第 3 条の 11))

- ・有効期間終了前 30 日を過ぎても未申請

第 4-(9) サービス提供の記録 (H18 厚令 34 第 88 条 (準用第 3 条の 18 第 1 項))

- ・一連のケアマネジメントの支援経過の記録がない

第 4-(10) 利用料等の受領 (H18 厚令 34 第 74 条第 2 項)

- ・ 利用料の内容変更時の説明と同意が不十分

第 4-(13) 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱い方針 (H18 厚令 34 第 73 条第 3 項)

- ・ 小規模多機能型居宅介護計画の目標や支援内容が長期間に渡り漫然かつ画一的

第 4-(14) 居宅サービス計画の作成 (H18 厚令 34 第 74 条第 1、2 項)

- ・ 居宅サービス計画に係る一連のケアマネジメント資料の未整備

第 4-(17) 居宅サービス計画の作成 (H18 厚令 34 第 77 条第 1～7 項)

- ・ 小規模多機能型居宅介護計画に係る一連のケアマネジメント資料の未整備

介護給付費の算定及び取扱い (H18 厚労告 126 及び 128)

- ・ 総合マネジメント加算について介護計画及び支援経過の記録なし
- ・ 処遇改善加算・特定処遇改善加算についての職員への未周知

口頭指導

第 2-1-(1) 介護従業員 (H18 厚令 34 第 63 条第 1 項)

- ・ 勤務体制に係る帳簿間の不整合
- ・ 利用者と介護従業者の員数の不整合

第 4-(14)-(2) 八、九、二十二 居宅サービス計画の作成 (H18 厚令 34 第 74 条第 2 項)

- ・ サービス内容が同一で個別性なし
- ・ アセスメントに基づいたサービス計画の未作成
- ・ サービス担当者会議の照会について電話照会の詳細な内容の記録なし (支援経過に一文のみ)
- ・ 福祉用具貸与利用の理由の未記載

第 4-(17) 小規模多機能型居宅介護計画の作成 (H18 厚令 34 第 77 条第 3 項)

- ・ 短期目標のみで長期目標の未記載

第 4-(26) 非常災害対策 (H18 厚令 34 第 82 条の 2)

- ・ 避難訓練の未実施

第 4-(37) 事故発生時の対応 (H18 厚令 3 第 88 条 (準用第 3 条の 38))

- ・ 事故報告書の未提出

介護給付費の算定及び取扱い (H18 厚労告 126 及び 128)

- ・ 認知症加算 I 及び II について一部請求の誤り

(5) その他、助言・よく寄せられた質問など

書類の保存年限 (全事業所)

書類の保存年限は「完結の日※ (当該利用者に対するサービスの提供が終了した日) から2年間保存すること」とされています。

ただし、介護給付費の過誤処理にかかる消滅時効は5年であるため、介護給付費請求書など、介護報酬に係る書類は5年保存が望ましいです。

※「完結の日」の定義は、期間の定めがある記録の場合は直近の計画書の有効期間の最終日、期間の定めのない記録の場合は「サービス提供日」としてください。

【参照】

最新情報 Vol. 462 介護給付費請求書等の保管について (事務連絡) (平成27年4月1日)
北海道の定める基準 (令和元年12月25日 施運第735号)

押印の廃止について (全事業所)

契約書、重要事項説明書、介護計画書などは署名のみ必要です。押印は不要です。

なお、サービス提供票及び利用票は押印欄が無い場合、余白に記名することとなっていますが、押印でも構いません。

【参照】

介護保険最新情報 Vol. 900～902

押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省令の一部を改正する省令について 他
介護保険最新情報 Vol. 958

介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について の一部改正について

地域密着型サービス事業所等の令和3年度基準改正への対応について (全事業所)

昨年度発布された下記事項は、令和6年3月31日迄の経過措置となっています。

すみやかにご対応ください。

※詳細は、令和2年度苫小牧市地域密着型サービス等集団指導 (資料) に掲載しています

- ・認知症介護基礎研修受講の義務付け (対象サービスのみ)
- ・感染症対策の強化 (全サービス)
- ・感染症、災害発生に対応した業務継続計画 (BCP) ガイドラインの整備 (全サービス)
- ・ハラスメント対策の強化、運営規程への明記 (全サービス)
- ・高齢者虐待防止の推進、運営規程への明記 (全サービス)
- ・地域と連携した災害への対応の強化 (対象サービスのみ)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための居宅介護支援／計画作成について

「入所系高齢者施設が感染拡大防止のため面会を制限している場合」又は「利用者や家族が感染予防のため一時的に自宅への訪問を拒否する場合」等、やむを得ずサービス担当者会議及び面談が開催できない場合は、電話での対応等、それに代わる可能な限りの対応を行い、支援経過等に明確に記録することでモニタリング及びサービス担当者会議の代替措置行ったものとみなします。

なお、これらの措置を行わなかった場合は、運営基準違反となりますのでご注意ください。

【参照】

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局事務連絡）

「新型コロナウイルス感染症の対応にかかる居宅介護支援の取扱いについて（通知）」
(令和2年3月4日 苦介第132号)

運営推進会議の対応（全事業所 ※居宅介護支援事業所及び介護予防支援を除く）

苫小牧市では令和2年6月26日付苦介第498号により「原則、運営推進会議は開催すること」として通知しています。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に基づき

- (1) 法人等の方針により会議の開催を自粛する場合
- (2) 感染症対策を施して会議を開催することが困難であるなど、新型コロナウイルス感染症の影響により会議を開催しないこととする場合

いずれかの理由により会議を開催することが困難である場合は書面開催による開催を認めており、その場合は「会議の構成員に対し、文書による情報提供及び報告を行うことにより、会議の構成員に対し適切に情報提供及び報告を行った」旨の報告書（様式任意）及び会議資料を市に提出してください。

なお、この運用は今後国、北海道から方針が示された場合は取扱いを変更することがあります。

【参照】

「令和2年度における運営推進会議の取扱いについて（通知）」
(令和2年6月26日付苦介第498号)

認定有効期限のおおむね半数を超える短期入所利用に関する例外給付の取扱いについて

（居宅介護支援事業所／介護予防支援）

居宅サービス計画に短期入所サービスを位置付けるにあたっては、利用する日数が認定有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければなりませんとされています。

しかし、特に必要と認められる場合は、利用者の心身の状況等から、これを上回る日数の短期入所サービスを位置付けることも可能とされています。

そのため、短期入所サービス利用を有効期間のおおむね半数を超えて計画に位置付ける場合は、認定の有効期間のおおむね半数を超えると見込まれる月の前月末まで、介護福祉課総務係へ下記の書類を提出してください。

- (1)居宅サービス計画書（1～4表）
- (2)直近の支援経過の記録(目安として過去3カ月分)

なお、要介護認定有効期間のおおむね半数を超える利用の早期解消のため、必要に応じて下記等の措置を講じてください。

- ・利用者の心身の状況等を十分に検討し、短期入所サービスの利用を必要最低限にとどめる
- ・特定の施設の入所待機中の場合、複数の施設に入所申し込みをする
- ・必要に応じて、地域包括支援センターに相談し、地域ケア会議の活用なども検討する

参照

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省第38号）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令第37号）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（老企第22号厚労省通知）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（老振発第0331003号）

区分支給限度基準額の利用割合が高く、訪問介護の回数が多い利用者のケアプランについて

(居宅介護支援事業所／介護予防支援)

ケアプラン検証・点検の一環として、今後新たに、令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が7割以上で、かつ、その利用サービスの6割以上が訪問介護サービスである利用者のケアプランの提出を今後求めることがあります。

(データの抽出は、北海道国保連合会から送信される帳票を用いて行います)

また、対象者については地域ケア会議等で多職種を交えた議論を行うことになるため、今後留意をお願いします。

参照

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知）

(令和3年9月22日厚生労働省老健局事務連絡) (介護保険最新情報 Vol. 1009)

2 令和3年度 プラン点検の指摘事項

(1) おもな指摘事項／助言

令和3年度に居宅介護支援事業所／介護予防支援事業所を対象に、計2回、ケアプラン点検を実施しました。結果は、本年度の講評結果の通りになります（別途通知）。

(2) プラン作成講習について（令和4年2月15日実施）

ケアプラン点検での指摘・指導事項を踏まえ、自立支援に向けたケアプランの作成について研修を実施しました（市内各事業所のケアプラン作成者を対象）。

研修内容は「ケアマネジャー資質向上研修会資料」（別添資料）をご覧ください。

3 その他

- ・各種手引きの発行について（対象：居宅介護支援事業所／介護予防支援事業所）

円滑なサービス提供のため、苫小牧市介護福祉課では別添の通り「自己作成の手引き」及び「福祉用具貸与・購入の手引き」を作成しました。

ホームページで公開致しますので、居宅介護支援（介護予防支援）計画及びサービス提供時の参考資料としてご利用ください。